

平成 27 年 8 月 11 日 (火)

平成 27 年第 2 回岸和田市貝塚市清掃施設組合議会定例会

会 議 録

岸和田市貝塚市清掃施設組合

平成27年第2回岸和田市貝塚市
清掃施設組合議会定例会議事日程

〔平成27年8月11日（火）〕
午後1時30分 開 議

- 第 1 会期決定について
- 第 2 議案第6号 岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事請負
契約の締結について
- 追 加 日 程
- 第 3 一般質問

出席議員（14名）

1番	川	岸	貞	利	2番	田	中	学
3番	谷	口	美保	子	4番	中	川	剛
5番	平	岩	征	樹	6番	真	利	一朗
7番	池	田	啓	子	8番	井	上	源次
9番	井	上	博		10番	金	子	拓矢
11番	烏	野	隆	生	12番	河	合	馨
13番	来	原	佳	一	14番	雪	本	清浩

欠席議員（なし）

出席議事説明員

管理者	藤	原	龍	男	副管理者	信	貴	芳	則
理事	波多	野	真	樹	理事	大	原	好	照
会計管理者	岸	澤	慎	一					
事務局長	田	中	一	裕	事務局次長	山	口	強	
総務課長	樽	谷	修	一	管理課長	小	南	和	巳
幹事	文	野	清	人	幹事	山	内	正	資
幹事	高	橋	利	夫	幹事	山	本	雅	彦
幹事	野	村	圭	一	幹事	坂	井	永	二
幹事	稲	田	隆		幹事	頓	花	隆	

午後 1 時34分開会

○議長（池田啓子君）

ただいまから、平成27年第 2 回岸和田市貝塚市清掃施設組合議会定例会を開会いたします。

まず、議員出席状況を事務局から報告させます。

○事務局

議員出席状況についてご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（池田啓子君）

ただいまの報告のとおり、出席議員は14名をもちまして会議は成立いたしておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（池田啓子君）

次に、本日の会議録署名者を施設組合議会会議規則第101条の規定により、私から、3番谷口美保子議員、4番中川 剛議員を指名いたします。

○議長（池田啓子君）

次に、本定例会における議事説明員は、お手元にご配付しておりますとおりでありますので、ご報告いたします。

○議長（池田啓子君）

これより日程に入ります。

日程第 1、会期決定についてを議題いたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日の 1 日にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（池田啓子君）

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、1日に決定いたしました。

○議長（池田啓子君）

次に、平成27年 4 月分から 6 月分までの 3 カ月分の例月出納検査結果報告につつま

しては、さきに議員各位にご送付いたしておりますとおりであります。

本各件について質疑のある方は発言を願います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（池田啓子君）

ないようですので、本報告を終わります。

○議長（池田啓子君）

次に、日程第 2 議案第 6 号岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事請負契約の締結についてを上程いたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。藤原管理者。

○管理者（藤原龍男君）

皆さん、こんにちは。

ただいま上程の議案第 6 号岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事請負契約の締結につきまして、その提案の理由をご説明申し上げます。

岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事につき、本案のとおり工事請負契約を締結いたしたいためのものであります。

当点検整備工事は、法の定めにより点検しなければならないものにあわせ、前回の点検時に整備が必要となったものについても、効率的に整備を図ろうとするものであります。

なお、工事請負契約の内容につきましては、事務局長から説明させますので、よろしく願いをいたします。

○議長（池田啓子君）

次に、補足説明を求めます。事務局長。

○事務局長（田中一裕君）

それでは、平成27年度定期点検整備工事の概要につきまして、お手元に配付させていただいております資料に基づき、ご説明させていただきます。

まず、資料 1 をごらんください。

工事概要を一覧表にしたもので、縦列には、点検整備を行う設備を分類し、①から⑪まで11項目に分けております。横列には、それぞれの項目ごとの設備の内容と点検整備の対象となる機器等をあらわしております。

それでは、主な工事の内容につきまして、資料2の当クリーンセンターのプラント全体フローシートをもとにご説明させていただきます。

図の中の着色部分には丸囲みの数字で番号を振っております。また、それら設備の分類を資料左下に凡例でも示しておりますので、あわせてごらんください。

まず、②オレンジ色の燃焼設備は、直接ごみを燃焼させる部分で、主な工事箇所としましては、焼却炉本体の耐火物の補修及び付着灰の除去等を行います。

その右側にピンク色で着色した③の燃焼ガス冷却設備は、約900℃余りの高温燃焼で発生する排ガスを冷却する部分でございます。燃焼余熱を回収し、400℃、4メガパスカルの高圧蒸気を発生させる最も重要な部分で、この範囲の大部分が水管で構成されております。

主な工事箇所として、図の中のボイラ、S/H、ECOと示している部分の付着灰の清掃除去を行い、ボイラー水管の肉厚測定や水管の保護管の取りかえなどで、②、③の作業はいずれも高所で、複雑な作業であり、大がかりな足場が必要となります。また、狭く、ゆとりもなく、極めて厳しい作業環境である上、法令で定められた防護服、マスク、眼鏡を着用した作業で効率が悪いものとなります。

また、本ボイラー設備で発生した高温・高圧蒸気を適正管理するためのポンプ機器の分解整備や、蒸気圧力を監視するための水面計の取りかえなど高度な専門技術の整

備作業となります。

なお、今年度は、3号炉につきましては以前の整備の時点から第一放射室の前後壁に減肉が見られたことから、この部分については更新を実施し、ボイラーの安全確保に努めたいと思っております。

これら②、③で全体工事費の約77.9%となります。

その右側、水色の部分で④の排ガス処理設備でございます。フローシートでは左から右に減温塔、バグフィルター、ガス洗浄塔、触媒脱硝装置が並んでいます。

まず、減温塔は、排ガス処理を行う前段の温度調整を行う設備で、水を噴霧し、塔内に付着した灰等の清掃点検を行います。

バグフィルターは3基あり、1基はろ布480本全てを交換し、残りの2基は部分サンプルの抜き取り調査を実施します。

水色の部分のガス洗浄塔横の触媒脱硝装置は、排ガス中の窒素酸化物を除去する装置で、アンモニア噴霧ノズルの整備と触媒の抜き取り検査を行います。

これら④で全体工事費の7.8%となります。

次に、⑤余熱利用設備は、資料2の左上に黄色く着色している部分で、蒸気タービンの整備ですが、蒸気タービンは潤滑油の分析を行い、保安試験を実施いたします。

これら⑤で全体工事費の3.1%となります。

次に、⑦灰出し設備は、資料2の左下に茶色で着色している部分で、焼却炉から排出された焼却灰を灰ピットまで搬送するコンベアで、経年による摩耗の著しい部分、箇所を部分取りかえします。

これら⑦で全体工事費の2.3%となります。

次に、⑨の電気設備は、資料2のフローシートに記載していませんが、当センターでは、受電・送電いずれも特別高圧に分類される2万2,000ボルトで、主幹回線をまず6,600ボルトに変圧し、さらに通常のプラン

トの駆動機器は440ボルト、建築設備関係は220ボルトと100ボルトに変圧しております。これらの変圧器や配電盤など専門の資格を持つ技術者による開放・清掃・点検整備で絶縁抵抗測定など各種保安テストを行います。

この整備は、焼却炉全炉停止をした上で、別途、作業用の発電機を備えての作業となります。また、本作業は、焼却設備、リサイクルプラザ設備など、クリーンセンター全体の電気設備の点検整備となります。

これら⑨で全体工事費の約5.6%になります。

以上が整備工事の主たるもので、その合計が整備工事費の97%を占めることになっております。

なお、契約金額は、議案書のとおり、2億5,812万円で、契約相手は川崎重工業株式会社関西支社でございます。

次に、工期や全体工程についてご説明させていただきます。

お手元の資料3、工程表をごらんください。

まず、工期につきましては、議決をいただければ速やかに本契約を締結し、平成28年3月28日までを予定いたしております。

また、主な工程といたしまして、焼却炉関係では、9月より1号炉、3号炉、2号炉の順で、順次焼却炉の運転計画とあわせて定期整備工事を行い、年明けの2月中にはおおむね現場工事を終える予定をしております。

3号炉水管更新工事につきましても、11月から年明けの2月中に更新工事を行い、焼却炉の整備もあわせて3月号炉工事期間としております。

共通設備点検整備は、9月から11月で予定しておりますが、点検整備の中心となる電気関係と蒸気タービンは11月初旬から11

月中旬を予定しており、工期と記載している11月1日から16日はこの部分でございます。

工事完了後の手直しや調整などを含め、おおむね2月中には現場工事を終了し、3月中に竣工検査を実施し、工期内に全ての事務作業も含め、終了する予定でございます。

平成27年度クリーンセンター定期点検整備に係る説明は以上でございます。

何とぞよろしくお願いたします。

○議長（池田啓子君）

ただいまの提案理由の説明に対する質疑に入ります。質疑はありますか。井上議員。

○9番（井上 博君）

座ったままでちょっと質問させていただきます。

この定期点検、27年度というんですけど、これは毎年あるんでしょうか。

○議長（池田啓子君）

小南管理課長。

○管理課長（小南和巳君）

はい、定期点検整備、毎年法で義務づけられてる分、当然でございます。今年度の実施したことによる、点検作業ももちろんございます。このことによつて来年度の作業範囲等々を定めていくということで、一つに先ほどのご説明で3号炉の水管の取りかえということもご説明させていただいております。

これら、私ども3炉ございますけども、あえて焼却炉の運転時間に差をつけて経費の平準化を図るという意味から、先ほど言った水管という取りかえ部分については来年、再来年もということですが、その他も含めて、この焼却炉から、今着色されている部分は主な一連一体のものでございますので、こういったところに関しては経年の摩

耗、損耗部分について、作業を法的に義務づけられている部分ということで、基本的には毎年毎年定期整備を行っていく予定をしております。

以上です。

○議長（池田啓子君）

井上 博議員。

○9番（井上 博君）

本施設は510トンほどの処理能力があると思うんですけども、両市のいわゆるごみを焼却炉してるのは、大体年間で250トン、ほとんど半分の能力で十分対応できるはずなんですけども、1号炉、2号炉、3号炉、時間差をつけてみんな使っていくちゅうことはわかってるんですけども、例えば250トンであるならば、日常250トン程度の処理能力であるならば、1号炉、2号炉だけで処理して、3号炉は置いとくということもできるんじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

○議長（池田啓子君）

小南管理課長。

○管理課長（小南和巳君）

今おっしゃられた、私の説明以上にさらに時間差をつけて1炉休ませればというご質問かなと思いますけども、基本的には、若干私ども、1炉の能力が177トン、これを少しペースダウン、数年前からしております。1つに、大きな要因は電力の歳入の安定という意味で、1炉当たり160トンほどの設定で運転しております。ですので、2炉で約320トン、年間可燃ごみは1万トン余りですんで、1炉完全に休ますというのは、過去に私ども、もちろんそのような検討しております。ですが、焼却炉3炉ございますので、基本的には工事の範囲で予算の平準というようなことから、先ほどからご説明させていただいたように、時間差をあえてつけてる。その中においてもメインたる

焼却炉と、設備等々を定めて、そのような取り組みで行っております。ですんで、基本的には全く1炉休みというのは現実不可能かなと思います。

以上です。

○議長（池田啓子君）

井上 博議員。

○9番（井上 博君）

説明はよくわかるんですけども、これは他市の清掃工場を聞いたんですけども、現在2炉持っていると。2炉持っていて、処理能力がかなり高いんですけども、ごみがかなり減量化が進んできて1炉で運転できるように努力してますというような話も聞いてるんですけども、要は3号炉、これを3つ一遍にじゃないですけども、3つをそれぞれ時間差をつけて使うということによって、3つの窯のいわゆる火格子とかそういうものも全部取りかえなければいけないのであるならば、せめて例えば2炉で運転することによって、経費の削減その他等々ができるんじゃないかなと。

また、2炉だけで運転していけば、確かに1炉は浮いてくるんですけども、その浮いてくるかわりに、いわゆる保守点検というものがなくなってくるのではないかなというように単純に私は思うんですけども、そうではないのかどうか、ちょっと簡潔に、ややこしい話は結構です。いや、そんなんちゃいまんねんという程度で結構ですから、お答えいただきたいと思います。

○議長（池田啓子君）

小南管理課長。

○管理課長（小南和巳君）

簡潔にということで、基本的には3炉、1炉を休ませてというのはベストかと思うんですけども、実際にはそれぞれの設備ごとに老朽化するほどそれぞれの工期がかかってきますんで、今後より困難になってい

くかなということで、同じ繰り返しになるんですけども、そういったことで、あえて最大限時間差をつけながらそういうコストの平準化を図っていくということです。以上でございます。

○議長（池田啓子君）

井上 博議員。

○9番（井上 博君）

3炉一遍にやらなければいけないということはよくわかりましたけども、この契約の方法なんですけども、このプラントをつくった川崎重工に随意契約ということで2億5,800万出してるわけですけども、これは大変失礼な質問かもしれませんが、これに対しては設計もしくは相見積等々、よその業者さんといわゆる比べておられるのかどうかということをちょっとお聞かせ願えますでしょうか。

○議長（池田啓子君）

小南管理課長。

○管理課長（小南和巳君）

今のご質問でございますけども、私ども、基本的には、今、詳細設計を行っております。まず、今年度、仮に工事を実施したときに来年度に当たってということで、基本的には川崎から次の年の見積もりをいただきます。その中でさらに私どもの職員も逐一現場の確認に入っておりますので、さらなる1年でも延ばせるものは延ばそうというようなことで、含めて最終的には範囲を限定します。

その中で、今お尋ねの設計は基本的には、廃棄物処理施設については全国都市清掃会議という組織のほうから積算の基準書が一つ出ております。そこにはないもの等はまた国土交通省等々からの積算基準書をもって、それぞれまた過去の現場の管理経験を踏まえて設計を組み上げております。

ですんで、川崎重工製でございますので、

他社からの相見積というようなことは取ってはおりません。今の私どものほうの設計の枠をもって川崎との見積もりを精査進めていくということになっております。

以上です。

○9番（井上 博君）

了解いたしました。

○議長（池田啓子君）

他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（池田啓子君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（池田啓子君）

討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり可とすることに決しましてご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（池田啓子君）

ご異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議する議案は全て終了いたしました。

○議長（池田啓子君）

続きまして、日程第3、一般質問に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

まず、9番井上 博議員。

○9番（井上 博君）

発言のお許しをいただきましたので、一般質問に参加させていただきます。しばしの間、皆さん方、ご清聴をお願いいたします。

まず、通告に書いておりますように、ちょっと田中 学議員と一部ダブってるとこ

ろがあるんですけども、まず私のほうから先に質問させてもらいますが、一般市民及び市内事業者のごみの自己搬入については、本施設開設以来、平日の午後からのみの受け入れ可能ということになっております。

しかしながら、多くの方々より、平日の朝からと、土曜日、日曜日におけるごみの搬入受け入れ要望が強く出ております。組合や両市の廃棄物搬送業務担当の方にはこのような要望は市民の方から出ていないのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

また次に、議会において、今ここには通告では田中議員と私とは同じようなことを書いてるわけですけども、過去においてこの搬入時間の云々についての質問というものはないのかどうかということも2番目にお聞きしたいと思います。

3番目に、それならば、なぜ平日の午前中からと土曜日、日曜日における一般家庭や事業者からの自己搬入は認めていないのか。その理由をちょっと明確にお答えいただきたいと思います。

これがまず質問の1。

次に、質問の2といたしましては、前回の臨時議会のときにもちょっと発言させてもらいましたが、自家発電補給契約という契約がございます。26年度の契約金額と実際の使用した電気使用量及び払った電気代、これは自家発電補給契約に伴う電気代は幾らかということについて、大きく分けて2点ご質問させてもらいたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（池田啓子君）

それでは、答弁をお願いします。山口事務局次長。

○事務局次長（山口 強君）

ただいまのご質問に対するの答弁でございます。

まず、市民の皆さんからの組合に対しての午前の搬入の問い合わせ、要望が組合または両市に対してもないのかということのお話でございますが、まず、ただいま組合のほうで市民や市内事業者のごみの自己搬入、これについての現在の状況を述べたいと思います。

岸和田・貝塚両市民及び事業所の皆さんの一般廃棄物の直接搬入につきましては、年間を通じまして平日、月曜から金曜日の午後1時から5時の間受け入れを行っている状態です。祝日につきましても、平日に当たる日は同様に受け入れを行っております。特に問い合わせの多いこの時期、お盆、この期間につきましても平日は同様に受け入れを行っております。

さらに、年末年始につきましては、昨年の実績で申し上げますと、昨年の年末は、12月22日から30日までの間、ここに年末の最後の土曜、日曜を含めまして、午前9時から午後5時まで受け入れを行っており、大みそかの31日は午前9時から正午まで受け入れを実施いたしました。年始につきましても、本年で申し上げますと、1月5日の月曜日、6日の火曜日の2日間、午前9時から午後5時まで受け入れを行いました。前年度の実績で申し上げますけれども、毎年度このような状況で実施しております。

その中で、直接組合のほうに何時から受け入れですかとか、午前中はどうですかという、いわゆる一般のといえますか、受け入れ時間をいつから、何曜日やってるか、何時からやってるかという問い合わせは常時ございます。その中で、先ほど言いましたように、午後1時から5時の間に入ってください、平日はやってます、祝日もやってますという話の中で、特に午前やってないのはどうやというのは、午前の間、理由は後で申し上げますけど、それを申し上げ

ますと、皆さんはその時間でやっていただいております。

両市についても、改めて先日、両市のほうにこの受け入れ、一般搬入の問い合わせは、またそれに対する要望はあるかということで聞いておりますが、特にそのような要望はないということで聞いております。

それから、先ほど搬入の質疑と議会の質問は今まであったかということの中でございますが、まず、搬入のほうにつきましては、これもちょっと原則を申し上げますと、岸和田・貝塚両市の直営または委託業者及び許可業者が市内を回りまして、各家庭、事業所から排出される一般廃棄物を収集・運搬してきたものを午前8時から5時まで受け入れしている状況です。

各家庭から排出される一般廃棄物は、基本的にその市が全て収集・運搬を迅速に行うということが重要でございます。また、市民の直接搬入というのは、言うなれば補完的な要素がございます。したがって、両市が行う収集・運搬・搬入作業を安全かつ効率的に遂行してもらうこと、つまり、各家庭、事業所の排出ごみの排出場所からのスムーズな撤収作業と当センターへのスムーズな搬入作業が両市民に対する重要なサービスの実行でありまして、当センターはその確実な受け入れが重要であると考えております。

したがって、今のは原則的なことでございますが、その中で私どもの組合の記録を見る限り、組合議会において搬入の午前の時間拡大ですか、これについては今までのところご質問はございません。

以上でございます。

○議長（池田啓子君）

2番目の質問の答弁。小南管理課長。

○管理課長（小南和巳君）

それでは、2つ目の自家発電の補給のこ

とについてご答弁申し上げます。

私どもの電力の購入については、まず基本料金の立て分けが大きくは3つに分かれておるとのことだけちょっとご説明させていただきます。

いつ買ってもいいよというのが、まず常時電力という一つの枠がございます。その上に、今議員がお尋ねいただいております自家発補給電力というのは、この施設の発電設備そのものが壊れたというようなときに補給を受ける枠として、そちらが3,000キロワットの契約をしております。もう一点が、同じ2,500キロワットの予備回線ということで、これはただ単純に電気を切りかえる。この阪南2区内の私どもの工場に2つの線が通っているという、その予備線を使わしてくださいということの、主にこの3つです。

議員お尋ねの常時の電力は、当然整備等々で炉が停止するときは電力を購入することがございますけれども、自家発補給という枠内での分での26年度、前年度でございますが、電力の購入はございません。ですので、こちらのほうは基本料金だけということで、金額のほうは、昨年度の電力購入、基本料金も含めて総額は約6,900万。

今お尋ねの基本料金につきましては、全く無受電のときに、今大きく区分させていただいた全てのものが全て無受電で月約380万、議員お尋ねの自家発補給電力に係る分については月約120万の契約をしております。

以上です。

○議長（池田啓子君）

井上 博議員。

○9番（井上 博君）

それでは、まず先に質問の1番のほうから詰めていきたいと思っておりますけれども、今のご答弁では、特に清掃工場及び両市にはこのような自己搬入の時間変更についての要

望というのはなかったということです。次に、議会においてもこのような質問は過去においてなかったというご答弁。そして3番目には、一般家庭や事業者からの搬入は許可業者が行っており、特に問題はないというご答弁だったと思いますけれども、まず、私が聞いておりますのでは、かなり多くの方々から自己搬入の要望が出ております。

清掃工場にも多分そういう苦情が来てるであろうと思っておったんですけども、なぜならば、例えば、わかりやすく言えば植木屋さんですけども、午後から自己搬入がいけるということであれば、前日の晩、夕方に刈ったいわゆる剪定枝なんかを自分とこの車に載せておき、それで現場へ行き、そして1時になると組合へ来てごみを搬入する。そして帰る。その日切った剪定枝をまたその日の夕方積んで、明くる日の昼からまた持ってくる。非常に不便である。小さな家であるならば1回で十分処理できるけれども、ある程度大きな固まったところなんかになってくるとそういうわけにはいかない。だから、これを朝から受け入れてもらえるのであるならば、彼ら植木屋さんから言わせると、朝から1回、午後から1回ということで2回回転でき、非常に効率がよくなる。

なぜかといいますと、これはまた後ほど質問の中で減免措置のところに出てきておるわけですけども、あくまでも許可業者さんがとっておかれるということは、ダンブカー1台、パッカー車1台、丸々借りなければいけない。そうすると、3万、4万という金額がかかってくる。で、持っていく荷物はどれぐらいかといったら、1トンとか1トン500とかそれぐらいやと。それをそっくりそのまま自分が自己搬入やった場合、トン1万1,000円ですので、仮に1トンであ

れば1万1,000円、2トンであっても2万2,000円です。ただ、許可業者をお願いした場合は、それが3万、4万になってくると。小さいいわゆる造園屋さんにとってみたらこれは大きな負担ですわと。だから、そういう回転をさしていただきたいというのが彼らの要望です。

というのは、その中には許可業者さんは減免になってるということをご存じないということもあるわけなんですけども、そういう点から言うと、私から言わせると、同じ市民でありながら、事業者も市民の一人という観点から見ると、やはりそれはイーブンな状態で受け入れてやるべきではないのか。

そしてまたもう一つ、私自身、これを一番最初この清掃工場ができたとき、なぜそのように平日の午後からということになってるんかということをお聞きしたところによりますと、以前の半田にある虎橋の清掃工場は非常に狭い場所にあった。そこへ朝から、昼から、いわゆるあの当時は制限がなかったもんですから、許可業者、それから市の直営車、そしてまた自己搬入の車が入ってくると大混雑である。だから、その混雑が、新しい清掃工場へ行ったときには整備したいという意味で午後からの搬入ということにとどめました。午前中はメインに一般家庭のごみを搬入するということを中心にしていきたいというお話を聞いております。

で、あれから既に9年、この清掃工場ができてもう8年、9年たっております。かなり改善されてるし、現状の中で対応できるような体制は組まれていると思います。そういう観点から言うと、虎橋の清掃工場と違って、ここはものすごく大きな清掃工場、燃えるものと燃えないものと2つの窯もあるということで分離できる。また、

広さも以前に比べると3倍、4倍の広さが
ございます。

そういう観点からいくと、交通事故等の
問題というのも多少は出てくるでしょうけ
ども、注意さえしておれば、8年、9年の
実績があつて、しかも午後は一緒に混載で
受け入れてるのであれば、これを午前中、
いわゆる一般市民、また事業者からの自己
搬入も受け入れていってはどうかという認
識に立ちます。

それと同時に、土曜日、これ私、存じ上
げてなくて、情報公開かけて浜地区との協
定の中身を見せてもらいました。そうする
と、平日の8時から5時まで、また土曜日
は8時から12時までの時間帯のいわゆるご
みの搬入は協定の中身でうたわれておりま
した。

そういう感じでいくなれば、土曜日の午
前中、これもやはり一般市民の方、自己搬
入は、業者の方々に門戸を広げていくべき
ではないかと。そうすることによって、さ
さいなことかもしれないけれども、市民
サービスにつながるのではないかという気
になります。

なぜならば、今現在、多くの方が土曜日、
日曜日、休みになっております。特に土曜
日休みの方が多。そういう方にとって、
業者に頼んで車をもってきてもらったら、
軽四いっぱいのごみでもパッカー車1台も
ってきたら3万、4万も金がかかる。でも、
自分で軽四を借りてここへ持ってきたら何
千円で済むという費用対効果の問題もあり
ますので、そういう要望が私どものほうに
はかなり数多く出ておりますので、私は今
回、初めてこの提案をさせていただくこと
になろうかと思ひますけれども、ここに両市
の皆さんもおられることですので、平日の
午前中か、また土曜日の午前中の自己搬入
を認めていくべきではないかと考えており

ますので、この部分についてまた事務局側
からのご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（池田啓子君）

山口事務局次長。

○事務局次長（山口 強君）

先ほどご答弁申し上げた後段のほうに申
上げました、そのちょっと繰り返になり
ますが、当組合のクリーンセンター受け
入れにつきましては、両市が行う収集・運
搬・搬入作業を安全かつ効率に遂行して
もらうこと、各家庭、事業所の排出ごみの排
出場所からのスムーズな撤収作業と当セン
ターへのスムーズな搬入作業が両市民に対
する重要なサービスであると考えておりま
す。当センターは、それに基づき安全な、
確実な受け入れが重要であると考えており
ます。

したがいまして、各家庭から、事業所か
ら出される一般ごみ、これを両市とも日を
決めて今言う直営、委託、許可業者が時間
内になるべく市内のごみを早く安全に当セ
ンターに搬入すると、これがまず大きな重
要な点でございます。

今議員のおっしゃった植木の業者の仕事
の段取り等、お話しいただいてることは、
確かに効率的というのも仕事の中身の中
で思ひますけれども、そういう中で私ども、今、
当センターは直接搬入、これは平日に加え
まして、繰り返になりますけれども、祝日、
それからお盆の開設、年末年始、先ほど言
いましたように、時間延長と土曜、日曜を
対応しております。

これにつきましては、詳細な資料は手元
にございませんけれども、近隣で申し上げ
ますと、直接搬入というのは、私、先ほど
から申し上げていますように、臨時搬入とい
う考え方でございまして、1週間の平日の
ウイークデー5日のうち3日、昼から受け
入れというところも近隣でございます。ま

た、祝日、それから年末年始、この対応が大きくなっていないところが、阪南の関係施設でも対応しているところは私どもだけでございます。

そういうことから、現在のところ、組合としては受け入れ時間の拡大、土曜日の午前の受け入れについては考えておりません。

以上でございます。

○議長（池田啓子君）

井上 博議員。

○9番（井上 博君）

ただいまの山口次長の答弁を聞いておりますと、事故等起こる可能性もあり、許可業者が粛々と運んでくるほうが安全であると、それで十分対応できているという話だったと思います。

1つお聞きしたいんですけども、この清掃工場は岸貝清掃組合の事務局の皆さんの清掃工場なんですか、それとも両市の市民の皆さんの清掃工場なんですか。もし事務局の清掃工場であるならば、事務局がやりやすいようにやればいいでしょうけども、大きな金額でこの清掃工場を建て、市民の皆さんの利便に供しようということで建てているのであるならば、事務局は市民の皆さんの利便のために努力していくのが本来の筋やと思います。

確かに、許可業者がごみを搬入するということは、ベテランですので、事故等も起こらないし、スムーズに行くことは理解できます。ならば、昼から、午後からの搬入も認めなかったらいいじゃないですか。午前中の搬入はだめですよ、午後からの搬入はオーケーですよというのは何でなんですか、これは理解に苦しむ。

まず、私は、少なくともこの清掃工場は市民のための清掃工場であるならば、たとえば10人、20人のわずかな市民からの要望であるかもしれませんけれども、それぐらい

ならば朝から受け入れを可能にしてやって、市民の皆さんの利便に供してやるのが本来の事務局の仕事かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（池田啓子君）

山口事務局次長。

○事務局次長（山口 強君）

議員さんおっしゃるように、この施設は言うまでもなく両市民の方の施設でございまして、決して事務局の施設であるとはこれっぽっちも考えておりません。組合が両市の構成市で行われ、その事務をしているのが事務局でございますので、法令に伴い、そしてこの組合の設置の条例、それからクリーンセンターの管理規則、これに基づき私どもは日々執行いたしてるところでございます。

おっしゃるように、時代の流れ、それから要求等、こういうことでいろいろ対応していく、これは当然のこととございまして、私どもはそういうことで、一個一個言っていくと長いんですけども、いろいろな対応も今までにとらわれず、いろいろ変えていくことも数多くございます。

その中で、今議員さんもおっしゃってました、私のご答弁の中で両市の家庭から家庭の前に出される、排出される一般廃棄物、それから事業所の一般廃棄物、これをスムーズに安全に、こちらへ搬入されるときは、議員さん、許可業者とずっとおっしゃっておりますけども、もちろんこれは貝塚でしたら直営が50%、委託業者が50%、それから岸和田のほうの割合はちょっと頭に入っておりませんが、直営の割合は少なく、委託業者、許可業者が搬入しております。

そういうことで、まず、繰り返しになりますけど、各一般家庭から出されたごみを、これが基本になりますので、それが量的に

も多いんで、これをスムーズに、そしてここで事故なく搬入するのが私たちの大きな責務と考えておりますので、先ほど言いましたように、現在の体制、一般搬入の受け入れ時間は、それ以上の拡大は考えてないということでございます。

なお、先ほど申しましたクリーンセンターの管理規則、これは旧クリーンセンターができました昭和44年に規則としてできておりますけども、最近の規則の施行が平成19年4月1日、これは新工場の施行のときです。このときの一般車両の受け入れ時間は、規則の中で月曜日から金曜までの午後1時から5時までとするということまで定めております。

これにつきましては、詳細な資料は手元には残っておりませんが、当時当然、構成市、両市と組合と、それから直接搬入の必要と思われる分を勘案して決めたのがクリーンセンターの管理規則でございますが、両市とともに市民の需要を見て決めた、こういうふうに思っております。

○議長（池田啓子君）

井上 博議員。

○9番（井上 博君）

今の答弁でもありましたように、平成19年にできた管理規則、これは8年前、9年前のこの清掃工場ができたときのものです。先ほど冒頭私が言いましたように、この当時、昔の虎橋の清掃工場の現状を改めようということ、そして新しい清掃工場がどのような形になるのかわからないという実績のもとに、当時の担当の方、個人名は出しませんが、その方にお聞きしたところによると、とりあえずは午前中はやめようよと、午後からは一般ごみも受け付けようよということに決めたんですよ。また、この管理規則はいつでも変更できるやないかという話の中で進めてきたん

やということ聞いております。

また、山口次長が先ほど申し上げました個人の家庭の一般ごみ、これは直営なり許可業者が確かに取っていきます。市民の方でここへ持ち込みたいというのは何かというと、粗大ごみ的なもの、例えば家で誰かが亡くなられた、引っ越しをする、家をこぼつ、そういうようなときに大きな金額がかかるので、それを処分したい、自分で軽四もしくはトラックを借りてここへ運んできたいという方がメインでございます。

そしてもう一つは、事業者の方、先ほど言うておりました造園業の方だけではございません。多くの方が朝から搬入さしていただいたら、少なくとも2回、3回搬入できるし、午前中ということで、例えば今日もこちらへ来るときにバスの中で見ておりましたら、1時前、ここへ通りましたら、もう道のほうに7、8台の車が並んでおりました。ということは、あの車が全部出ていくまで、出ていくなったらおかしいけど、一番最後尾に並んでたのがぐるっと回ってごみを出して出ていこうと思うと、やはり30分、1時間はかかることなんです。

事業者の方にとってみたら、たかがと言ったら怒られますけども、ごみを捨てに来るのに1時間もかかったら、これ商売にならないわけですよ。だから、許可業者に運んでもろたらどうですかと言うけども、運んでもろたら3万、4万かかるんやったら、自分で行って1万円以内でおさまるんやったら行こうというのは、これは事業者としての道理です。

ですから、私は、今言うてるみたいに、ここの清掃工場の管理規則で皆さんが運営をされてるならば、管理規則を改めるべき時期がもう来てるんじゃないかなと思うんです。9年もたって同じような形で午前中は受け入れませんよ、午後からだけですよ、

土曜日も受け入れませんよというのは、いわゆる時代に合わないようになってきている。

私は、これを前向きに、事務局の方だけじゃなくて、管理者、副管理者の皆さんも含めてもう一度ご検討いただきたいということで、本日の質問は終わらしてもらいます。

それともう一つ、自家発補給契約のほうを忘れておりました。

自家発補給契約につきましては、先ほど聞いたところ、今現在、月120万払ってると。ということは、12カ月ですので、約1,400万近い金額を払ってます。契約金額としては6,900万円ということでしたので、実際に使用した電気がゼロやったから1,400万ほどで済んでるけども、この自家発補給契約というのは、仮に1キロワット使えば6,900万円払わなければいけない。これは大きなリスクになります。何かの折に1キロワット、2キロワットぽんと使ったら、100キロワットでも使えば、たちまち6,900万円という金額を払わなければいけない。

実はこれ、ここで質問する前に通告をしたときに、小南課長が私のところへ来てこの話についてすり合わせしたときに、いろいろ事情は聞いております。ただ、6,900万円を1,400万まで抑えてるという努力は認めますけれども、リスクがある。いつ何どき1キロワット、2キロワットの、オーバーするかもわからないという、そういうリスクを負うてるということをやまず頭に入れるならば、この清掃工場が発電している電気は、現在、エネットという会社に売却しておるわけですが、高い金額で売却しておりますけれども、今、PPSとって電力の小売りが非常に進んでおります。あの当時、今から5年前、6年前、電気のこういうのをやってるといえるのは、いわゆる関西電力とエネットとあともう1社ぐらいし

かなかったんですよ。今はそこらじゅうにできてきて、ヤマダ電機でもこういう電気の小売りをやってるといえることは聞いております。

ならば、このPPS業者を全部集めて、一つは売電、もう一つは買電、この自家発補給契約、緊急時の買うというような契約を抱き合わせで契約をさせるという方法はないのか、ご検討いただいたことあるのかなということをお聞きしたいと思います。

○議長（池田啓子君）

小南管理課長。

○管理課長（小南和巳君）

自家発補給電力ということで、ちょっと1点、先ほど私のご説明で誤解があったかなということで、26年度の電力を買った分、電気代と基本料金を含めて6,900万ということでご理解いただきたいなと思います。

自家発補給電力、先ほど言ったように、2段階の契約がございます。常時いつ買ってもいいよというのが2,500キロワットまで、それについては買わなかったら月約200万、自家発補給電力、これは単に全部とまったときに第2段階の安全契約でございます。この分に関しては、先ほど言いました120万ということで、確かに議員おっしゃられるように、PPS業者、私どものほうも一昨年からPPS業者に加えて、国のほうからFIT法、バイオマスの発電電力の買い取り制度でございますが、こちらのほうにいち早く切りかえを行いまして、今議員お尋ねの売電のほうは、岸和田、貝塚、それぞれの市に指名登録されてる業者さんのほうで私どもも入札させていただいて、売電のほうを入札で行っております。

それと、買電のほうもどうなのかということで、買うほうにつきましても、同時にリスクの解析も行っております。非常にP

PS業者たくさんございますけども、私ども、結構電力的には大きな単位になってきますんで、やはりこの工場、安全・安心、継続的運転というのが一つの大きな使命でございますんで、まずはそういったところのリスクの解析等を踏まえて、買電のほうも継続的には調査を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（池田啓子君）

井上 博議員。

○9番（井上 博君）

この電力の件につきましては、前向きに一度ご検討いただきたいということで、私の質問はこれで終わらせてもらいます。

○議長（池田啓子君）

次に、2番田中 学議員。

○2番（田中 学君）

お許しを得ましたので、さきの井上議員の質問と若干かぶるところはありますが、質問させていただきます。

先ほど来より、時間の延長できないのかというところで、事務局のほうはできませんというような答弁をしているのを聞かせていただきました。

この時間なんですけど、私が今回、市民のごみ受け入れ時間というのは、朝一からあけろというわけではないんです。例えば、一般のご家庭の皆さん方のことを考えると、お昼休みに持っていけたらなあという声もたくさんあります。

先般私がたまたま自分ところのごみを捨てに来たときに、11時半ごろだったんですが、今言われてる直営業者、1台の車も来てませんでした。ヒアリングさせていただいたときでも、こんなことないですよ、たまたまですよというお話もありましたけども、そういう時間があるにもかかわらず、まあ午後からと。とはいえ、先ほど来の答

弁がありましたように、年末年始はやりませよと。

費用対効果の関係があるんで、全部が全部というのは難しいかもわかりませんが、例えば隔週、もしくは月水金とか、今すぐやれとは言わないんですけども、例えば来年の4月、新年度からとかという形で、9年もたった今、何らかの形で新しいものに進んでいくというようなことをやっていただける気があるのかないのかを、まずお答えいただけますか。

○議長（池田啓子君）

山口事務局次長。

○事務局次長（山口 強君）

田中 学議員のご質問の中で、井上 博議員の質問と関係することであるとおっしゃいました。その中で、井上 博議員のご答弁申し上げた分を繰り返すのは割愛させていただきますまして、原則的に両市の家庭、事業所から排出される一般廃棄物の収集・運搬・搬入作業、これが両市が安全に、確実に、効率的に遂行してまいる、これが先ほどから申し上げてる重要な点でございます。

私ども組合のほうは、直接搬入受け入れ時間は、今言いました各家庭、事業所から排出される一般廃棄物、これは8時から12時59分まで、その後5時までやってるんですけども、1時から5時までは一般搬入と、こういうふうにやっております。

その中で、先ほど井上 博議員の中の答弁で申し上げましたように、まず安全に、それからスムーズに、各家庭、事業所が出してのごみを早く搬入するというのが大きなサービスと、こう考えております。

そんな中で、要望、両議員もあるという中で、先ほどの組合としましては、現在の必要性を見た中では、祝日も平日のときは受け入れてる、それから盆も休まずにやっ

てる、年末年始もやってると。これは、その時期、あけてても非常に混雑します。つまり、需要が多いということで対応しておりますんで、現在としては組合はその時間延長は考えておりませんが、これにつきましては、ちょっと詳しい説明になりますけれども、私どもは搬入でそのごみを安全に、確実に焼却して灰を最終処分するというのが組合の大きな課された課題です。

その中で、収集・搬入は構成市の、貝塚市でいきますと廃棄物対策課、岸和田市でいきますと生活環境課、こちらのほうの直営、繰り返しになりますけれども、直営、委託、許可業者、こちら辺は市が委託しておりますけれども、市の業務の範囲になります。これが、先ほど言いましたように、各一般家庭からスムーズにいくということは、収集の直営なり業者で調整が必然的に出てくるものと思います。

この中で、朝からも、今、田中 学議員おっしゃったように、朝一番は別としまして、例えばもうちょっと遅い時間、そこら辺もあるとなれば、実際両市の担当課の調整というのが必要になってくる、必然的に責任に入ってくると。こちら辺で、私どもはそのごみを受け入れて焼却しておるんですから、両市が市民の要望でどうしても時間の拡大というのが両市ともあれば、私どもは十分対応する気はございます。

○議長（池田啓子君）

田中議員。

○2番（田中 学君）

ありがとうございます。

先ほど言うたように、きょうも1時ごろ、我々、1時過ぎに来たらようけ車が並んでました。先々月ぐらいだったと思うんですけど、私が来たときに、約10分間ぐらいあの前で待ってたんですけど、結果的にはその間1台のトラックも通らなかった。11時

20分ぐらいから半ぐらいまでおったのかな。昼から出直して1時に来たらもう外まで並んでるといふね。

と考えたときに、もうちょっと、例えば昼休みとかというようなもの、先ほどの井上議員からもあったように、普通の生活ごみは袋に入れて出すというのは、これは別に問題ではなく、粗大ごみ、布団を捨てにくる、座布団を捨てに来るみたいな、ああいうような物を捨てに来る。きょうらでも来るときに並んでましたけども、ほとんどが自家用の軽四ぐらいで並んでるぐらいの荷物なんで、そんなに一般のトラックの邪魔にはならないのかな。

ただ、一般の方なんでなれてない。確かに僕も持ってきたときに、これはどこに捨てるんですか、蛍光灯とかそういったものあったんで、一々職員の皆さん方に聞いてからじゃないと捨てれないという手間がかかるのはわかります。ですが、市民の皆さん方からの多くの要望で、昼休みに持っていけらなあ、もう1時間ほど早かったらなあというような声があるのも事実なんです。

山口次長の答弁からすると、岸和田市さんと貝塚市さんとでしっかりと話をしてもらおうということなんで、本日は両管理者、両市長さんがここにいますから、各市の今後の取り組みで、各担当課と話してもらえるのかどうなのか、藤原管理者、順次、信貴副管理者の答弁をお願いします。

○議長（池田啓子君）

藤原管理者。

○管理者（藤原龍男君）

組合議会の場ですので、貝塚市長という立場での答弁は控えさせていただきますが、井上議員おっしゃったように、9年たつやないかい規則できてからと、田中議員も何も朝からやれと言うてるわけではないと、昼休みを利用してはどうかという、こうい

うご提言がありました。一度内部で管理者としては事務局に対し、どのような課題があるのか、一応課題を整理してもらって、最終的には管理者、副管理者で判断をしていきたいと、このように考えます。

○議長（池田啓子君）

信貴副管理者。

○副管理者（信貴芳則君）

今、管理者たる藤原市長がご答弁申し上げましたように、私も市長としてのご答弁は差し控えたいと、このように思っているところでございます。

先ほど来、井上 博議員、田中 学議員のほうから数ある色々のご指摘をいただきました。そういった場の中におきまして、組合の中で、管理者が申し上げましたように、内部で協議をしてまいりたい、このように思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（池田啓子君）

田中議員。

○2番（田中 学君）

管理者、副管理者からの答弁は、内部の中でというようなお話をいただきました。ただ、先ほど次長からの答弁もあったように、各市で議論していただかないといけないこともあるということも重々頭に入れていただかないといけないのかなというふうに思っております。

井上議員からもありましたように、過去からにおいて、一般質問自体がこの岸貝でされるようになったのもまだ3年ばかりなので、一般質問がなかったということで、大きなテーマではなかったというようなことになってるのかもわかりませんが、我々は議員として身近に市民の代表として言われるのは、もう少し時間延長してくれたらなあとかという声はやっぱり多く聞いているんです。

私が所属する自由市民という会派の中でもこの議論をさせていただいたときに、私は会派から代表でこの議会に来ささせていただいてるんで、ぜひともこれは追求してほしいと、こんな簡単なことを何でできひんねやというようなことを所属の議員たちからも言われております。

先ほどの山口次長の答弁を聞いても、そんなに難しいことはないと思うんです。確かに予算はかかることだと思います。一足飛びにせえと言うわけではないですけど、できることからでもやっていく。9年たち、新しい施設になり、これからちょっとずつ市民サービスを充実させていくという姿勢を見せるのが理事者の皆様方の役目であり、それに我々が協力していくというようなことが、この岸貝清掃工場の発展につながるのではないのかなと。

クリーンセンター、いろんな方に来てもらってフェアをしたり、開かれたクリーンセンターというものを目指していってる中でこそ、そういった市民の声を反映すべきだというふうに我々議員としては思っておりますので、ぜひともまじめな、真摯な姿勢で今後取り組んでいただきたいなど。

何度も言いますが、貝塚市も岸和田市もしっかりとこういった議論を重ねて、最終のこの岸貝での答えをいただきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、市民の皆様方の声を聞くのが理事者の皆様方の仕事であり、伝えるのが我々議員の仕事であるということは、ここにいてる全員が理解をすることだというふうに思っております。

最後になりますけれども、今後、今すぐとは言いません。来年に向けてしっかりとした議論を管理者、副管理者を含めて、事務局、そして両市の市長としてしっかりと議論を積んでいただけるということを約束し

てくれるかどうかは、最後、代表の管理者、藤原市長お願いします。

○議長（池田啓子君）

藤原管理者。

○管理者（藤原龍男君）

約束をしろと、こういうことですが、取り組みを進めていくと、このように考えてます。

○議長（池田啓子君）

次に、1番川岸貞利議員。

○1番（川岸貞利君）

議長から発言の許可をいただきましたので、私のほうから焼却処分手数料の減免制度の見直しについて、一問一答方式で質問をさせていただきます。

主な内容としましては、許可業者などの民間企業が搬入するごみの焼却処分手数料の減額、これを廃止すべきというふうに私は考えております。このことについて質問させていただきます。

まず初めに、組合の基本的な考え方について確認をさせていただきますけれども、本施設組合のほうは、地方自治法から見ますと特別地方公共団体に位置づけられておりまして、当然ながら、その役務の提供は、性別、門地、思想信条の差別なく、法人、個人を問わず、住民ならば何人も同じ資格で平等に享受できる。言いかえますと、施設組合の役務の提供は、公平かつ平等に行う義務を負うことになるかと私は考えておりますけれども、組合の考え方をお尋ねします。

○議長（池田啓子君）

田中事務局長。

○事務局長（田中一裕君）

一般廃棄物を処理する施設として適切な運営に努めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（池田啓子君）

川岸議員。

○1番（川岸貞利君）

次に、施設組合について、市民から見て、先ほど言いましたように、適切な対応というのは、当然公平かつ平等かなと思うわけですが、先ほど来質問のありました搬入時間もそうですし、私が今回質問しようとしている焼却処分手数料も、どなたでも同じような取り扱いが市民から見て最も公平かつ平等かなと思うわけですが、その辺はいかがですか。

○議長（池田啓子君）

田中事務局長。

○事務局長（田中一裕君）

1点目の搬入時間でございますが、先ほどから午前中非常にすいてるというようなご指摘もございました。ただ、事業系のごみにつきましては、朝8時から搬入が始まるということで、実質的なごみの収集については朝5時ぐらいから動いているというのが実情でございます。

8時に搬入を終えて、その後、一般家庭のごみの搬入に移行するというような流れになりますので、午前中にその分をスムーズに済ませるということが両市民に対するサービスというふうに認識しておりますので、その辺のことはご理解いただきますようお願いいたします。

それと、処分手数料の件でございますが、基本的には平等というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（池田啓子君）

川岸議員。

○1番（川岸貞利君）

私、今申し上げたのは、当然地方自治法の住民の権利の中でうたっておることで、その辺は十分認識を持っておられると思いますけれども、そういった基本に基づきまして、私のほうから処分手数料の減免制度に

絞って質問させていただきます。

現在免除しているところ、あるいは減額しているところ、その辺らの内容についてお伺いします。

○議長（池田啓子君）

田中事務局長。

○事務局長（田中一裕君）

火災等で罹災した家具等の搬入、これがまず1点であります。それと、事業活動で生じた一般廃棄物をクリーンセンターに搬入する許可業者に収集・運搬委託している事業者、一般廃棄物を再生目的で収集し処理する事業者等が家庭廃品を再生処理した後に発生する残渣を搬入するものでございます。その点につきましては減免をしております。

以上でございます。

○議長（池田啓子君）

川岸議員。

○1番（川岸貞利君）

1点、火災の免除ですけれども、これは要綱とかあるんかどうかわかりませんが、罹災して何年以内のごみについて免除しているのか、お尋ねします。

○議長（池田啓子君）

田中事務局長。

○事務局長（田中一裕君）

基本は1年の処理でございます。

以上でございます。

○議長（池田啓子君）

川岸議員。

○1番（川岸貞利君）

そしたら次に、先ほど説明いただきました減額している業者等の25年度の額、そして26年度はまだ決算終わってませんので、見込み額、どれぐらいになるのかお尋ねします。

○議長（池田啓子君）

田中事務局長。

○事務局長（田中一裕君）

平成25年度の減免額、これは単純に机上での計算でございます。平成25年度の歳入をもとにして減免額を試算したということの前提でございますが、約2億7,000万が見込まれると。また、同様に平成26年度を試算しますと、約2億8,000万が見込まれるというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（池田啓子君）

川岸議員。

○1番（川岸貞利君）

これだけ大きい額になりますと、当然大阪府からの財政調査の中で指摘があると私は思いますけれども、あるとすればどのような指摘なんでしょうか。

○議長（池田啓子君）

田中事務局長。

○事務局長（田中一裕君）

平成22年8月2日に貝塚市の行財政に関する大阪府の調査が実施されました。貝塚市の行政の一環としてクリーンセンターのヒアリングを受けております。その中で事業系ごみの減免を見直されたいという講評がありました。

以上でございます。

○議長（池田啓子君）

川岸議員。

○1番（川岸貞利君）

平成22年の指摘を受けて、それからの大阪府の指摘事項に対しての対応はどのようにされておりますか。

○議長（池田啓子君）

田中事務局長。

○事務局長（田中一裕君）

現在でございますが、減免の見直しに向けて取り組んでおるといような状況でございます。

以上でございます。

○議長（池田啓子君）

川岸議員。

○1番（川岸貞利君）

その件については後でもう一回質問させていただきますけれども、次に、その減免については、廃棄物処分手数料条例第4条の手数料の減免の中で、これに基づいて減免されておるわけですが、その減免では、管理者が非常災害その他特別の事情があると認めるときは、手数料の減額または免除をすることができる規定とされております。現在、免除はよろしいですが、減額している対象の特別の理由というのはどういう理由なのでしょう。

○議長（池田啓子君）

田中事務局長。

○事務局長（田中一裕君）

先ほどお話しさせていただきました火災、災害、それと施行規則で事業系一般廃棄物を許可業者が収集しクリーンセンターに搬入したとき、及び一般廃棄物を最終目的で収集し処理する業者等が家庭廃品を再生処理した後に発生する残渣が減免できるというふうに施行規則で定めております。

以上でございます。

○議長（池田啓子君）

川岸議員。

○1番（川岸貞利君）

そういう業者が何で、どういう理由で減額しているのか。それは減額している対象者を指しておるんであって、この許可業者、例えばなぜ許可業者が搬入したごみを減額している理由をお尋ねしてるんです。

○議長（池田啓子君）

田中事務局長。

○事務局長（田中一裕君）

この減免ができた経緯につきましては、私ども、今ちょっと把握しにくいところもございます。しかしながら、そのときの時代

の背景として減免という方向になったというふうに解釈しております。

以上でございます。

○議長（池田啓子君）

川岸議員。

○1番（川岸貞利君）

経緯、経過は、この件については過去にいろいろ質問されておりました、まず、24年の11月に質問されておりました、その答えとしては、長年の経過もあり、両市とも十分な協議調整をして、諸課題の抽出や整理を行った上で検討していくことの答弁がございました。また、25年3月では、検討組織を立ち上げて、25年度から進めていく答弁、そして25年8月では、今年度中に検討組織を立ち上げて本格的な検討を進めていく、そして26年3月では、同じようにこれまでの経過を調査することと、それと問題点の確認を進めている状況であること、さらにこのとき管理者、信貴市長だったと思いますけれども、早急に積極的にスピードアップしてまいりたいという答弁がございました。それから見ますと、全く手につかずというようなことと、私はそう思っております。

1点確認したいんですけども、これだけの減免額、先ほど2億7,000万、8,000万という数字、両市の分担金、岸和田市においては1億8,000万ですか、貝塚市においては約9,000万、これだけの大きい分担金を補うておると。しかも、それは主には市民の税で賄ってると、こういう状況の中で、なぜ全然進まない。局長も1人、今言うように、過去にもおられますけれども、全く進んでない。ただ検討組織を立てて検討しますよと。

このことから、先ほど説明ありました許可業者やリサイクル業者に対するこの減免制度、税の投入の意義、負担の公平性の観点からも廃止しなければならないと私は考

えております。理事者の答弁は、検討しますと。廃止の検討をするのか、続けるか続けないかの検討、どちらなんですか。その辺だけ1点確認したいと思います。

○議長（池田啓子君）

田中事務局長。

○事務局長（田中一裕君）

見直しが必要というふうには認識しております。

以上でございます。

○議長（池田啓子君）

川岸議員。

○1番（川岸貞利君）

見直しが必要と、24年からそういうふうにおっしゃってるんですよね。全然見直しする気があるのかないのかったら、私はないというふうに思います。ただ経緯、経過がわからない。だから、私は過去のことは言うてない。今現在、現時点において、この時代においてどうなのかと。両市の財政状況も苦しくなって、しかも一般市民のごみ袋の料金も、岸和田市においては45円、貝塚においては来年4月から20円ですけども、上げようとしてるんです。

そういう状況の中で、なぜ許可業者の減免を続ける、続けない、見直しというのは両方とられるんです。やっぱり廃止すべきと思うんですけど、その辺、管理者どうなんですか。

○議長（池田啓子君）

藤原管理者。

○管理者（藤原龍男君）

全面廃止を今するという事は私もここで答弁を川岸議員、控えたいと、こう思います。やっぱり言った以上は責任のある立場でございます。以前からこの問題が俎上に上がっており、岸和田、貝塚市、そしてこの組合を含めた中で、どういう課題があるか。川岸次長のときですので、よくご存

じやと思いますが、いまだにその課題は引きずっておるということは間違いありません。

先日も局長、次長、両課長にも、スピードアップをして何とか見直しはできないんだどうか、両担当部門と鋭意調整をすべきであるという、こういう話も、指示もしています。いつまでもこれをほったふりして全く手つかずでいくということは、川岸議員、事務局も頑張ってますので、何らかの方向性を見出すべく、鋭意、岸和田市、貝塚市、組合、努力を重ねていきたいと、このように考えてます。

○議長（池田啓子君）

川岸議員。

○1番（川岸貞利君）

わかりました。

そしたら、一番最後の26年の3月の答弁でこれまでの経過を調査する、それと問題点の確認を進めている状況というふうにされております。それから約1年余りたったんですけども、その内容というのは教えていただきたいと思います。

○議長（池田啓子君）

田中事務局長。

○事務局長（田中一裕君）

先ほども答弁させていただきましたけども、3者で検討してる、これは一つの事実でございます。また、近隣の自治体の現状を調査してるというのも一つの事実でございます。過去の経過を調査してるというのも、これも一つの事実でございます。一步一步着実に進めていきたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（池田啓子君）

川岸議員。

○1番（川岸貞利君）

最後にしておきますけども、これまでの経過、経緯も調べることも必要とは思いま

す。しかし、過去の慣習や慣例にとらわれず、やっぱり変えるべきは変えていくということ、それ以上に大事なことかなと思います。

そのために、約8年前に、それまでは局長が貝塚市と岸和田市と2年交代でされておりました。それが約8年前から局長は岸和田市から、次長は貝塚市からというような派遣になっておるわけです。

これ、なぜ変えたかといいますと、私は理解してるのは、やはり言い方は悪いですけども、腰かけに終わらずに、やはり行革に果敢に取り組んでいく、この体制づくりが必要やというふうに理解してるんですけども、その変更の目的についてはどういうようなご認識をされておるのか、管理者。

○議長（池田啓子君）

藤原管理者。

○管理者（藤原龍男君）

私が副市長、当時の助役から引き継いだときはこうなったよという事実だけ教えていただいたんで、私は、岸和田市が局長、うちの市が次長、うちの市が局長になったら行革がおくれるということは、川岸議員、考えてないんですよね。やっぱり今どういう体制であれ、効率的な行財政運営を目指すということは、これは一番の課題であり、電気のところでも担当課長からご説明させていただいたように、日々、どうすれば経費の削減ができ、組合にとってプラスになるか、いろんな運転管理についても努力を重ね、これができた当時の想定運転管理費よりも大幅に今見直しをしてくれてると、このように私も思います。

ですから、私は、どういう経過でそういう制度に変わったかという認識については、特段、正直なところ、あんまり思いは議員に申し上げるものはないと思います。

○議長（池田啓子君）

川岸議員。

○1番（川岸貞利君）

記憶してるについて、組合議会の視察についても、泉北環境のほうへ視察に行かれたときに、あこは全部無料であったものが全て有料になってるとか、年数についてもそういう岸貝のように4年間だとか、そういう期限を切らずにかなり改革してるということで、組合議会のほうも、理事者もそういう認識に立って行革を進めていくというのが目的かなと理解してるわけですけど、やはり今、岸和田市、貝塚市が、誰が局長であっても行革というのはやっぱり進めていかなあかん。ただ、年限が4年で異動するんや、4年で退職するんやというふうになりますと、やはり課題、問題点を先送りをしていく傾向にあると思います。

だから、したがいまして、やはり管理者のほうから強いリーダーシップの中で事務局に指示をし、そしてまた進行管理もやっていかなあかんと思うんですけど、これで最後の質問にしますけども。

○議長（池田啓子君）

藤原管理者。

○管理者（藤原龍男君）

川岸議員のおっしゃるとおりやと思います。実は、我々市長職の者も、議員職の者も、一応4年の任期で選挙を迎えますので、何とか先送りをするという気持ちがないように、議員おっしゃったようなこと、取り組んでいきたいと、こう考えております。

○議長（池田啓子君）

次に、14番雪本清浩議員。

○14番（雪本清浩君）

発言のお許しをいただきましたので、一般質問に参加させていただきます。理事者の皆様には的確なご答弁をお願いいたします。議員各位におかれましては、しばらくの間ご清聴のほどよろしくお願い申し上げます。

ます。

言うまでもなく、岸和田市貝塚市清掃施設組合の財政と運営は、直接、岸和田市・貝塚市両市の財政に分担金として影響を及ぼします。近年の厳しい自治体の財政状況から、少しでも分担金の抑制が求められます。現在進められております歳出縮小のための方策はどのようなものが行われているのでしょうか、お示しいただけますでしょうか。

○議長（池田啓子君）

樽谷総務課長。

○総務課長（樽谷修一君）

当組合では現在、歳入歳出について5カ年の財政計画を作成しております。その計画作成に当たりまして、まず歳出については、特に施設の経年劣化に伴います特に維持補修費が増加してまいります。そういったところ、日ごろから施設や設備の状況を職員が把握し、最適な維持補修内容を精査するとともに、施設の稼働方法に工夫を行い、延命化を図りながら年次計画を立てているというところでございます。

○議長（池田啓子君）

雪本議員。

○14番（雪本清浩君）

そうなりますと、先ほども議案で議決されましたけれども、維持補修費がかかってまいります。それも多分、いろいろな方がかかわられて歳出削減に取り組まれていると思うんですけども、今回、議案としても議決されましたけれども、その議決される経緯とかそういうこと、いろいろ技術者の方と携わっておられると思うんですけども、その辺についてお聞かせ願える点がありましたらお願いいたしたいんですけど。

○議長（池田啓子君）

樽谷総務課長。

○総務課長（樽谷修一君）

ちょっと私、総務課長の立場としては、歳出の抑制ということで答弁になるんですけども、私の目から見まして、日ごろから小南管理課長のもと、職員のほうが日々、先ほども答弁したとおり、施設の状況を把握し、どういうふうな運転したらいいとか、またどう修理したらいいとかという部分、またその修理に対しての計画、それは当然見積もりも設計も含めてこちらのほうの職員のほうで対応して、日々努力しているという次第でございます。

○議長（池田啓子君）

雪本議員。

○14番（雪本清浩君）

ありがとうございます。

技術者の方が頑張られて、今、本市もここで財政計画、26年度の分をいただいておりますけれども、岸和田市の分担金が26年度で24億、27年度でやはり20億5,000万ということで、先ほど管理者がおっしゃったように、当初積算されたものよりかなり圧縮していただいているということは、この表からもわかっております。

技術者の方々も一生懸命部品の延命とか、施設をどう生かしていったらいいんかということを考えてやっていただいているというのは、現状等お聞きしましたけれども、今後、今以上に何か新たな歳出縮小策とか歳入拡大策がもしあれば教えていただきたいんです。

○議長（池田啓子君）

樽谷総務課長。

○総務課長（樽谷修一君）

日々の歳出の削減というのは、そういった経年劣化の分でどういうふうに抑えていくか、補修費、それは努力してるんですけども、歳入についてなんですけども、実はこちらの組合のほうの経理のうち、歳入、ほとん

どが両市、構成市のほうの分担金に頼っているのが現状になっております。そういうところから、まず組合のほうでは、余剰電力ですね、先ほどからこちらのほうのクリーンセンターでは余熱利用の電力発電を行っております。またそういったところを充実化、より収入確保を図るといふ部分と、また有価物の売り払い等で少しでも両市のほうの分担金の削減というところに取り組んでおります。

以上です。

○議長（池田啓子君）

雪本議員。

○14番（雪本清浩君）

ありがとうございます。

今お聞きしましたら、余剰電力、先ほどもありましたけど、売電ということですけども、これは毎年何か入札のようなものを行ってるんでしょうか、それとも何年かに一度見直しているんでしょうか。

○議長（池田啓子君）

樽谷総務課長。

○総務課長（樽谷修一君）

ちょうど去年7月からまず入札を行いまして、去年は丸紅、今年の4月からはエネットというところで、一般競争入札ということで実施をしております。

以上です。

○議長（池田啓子君）

雪本議員。

○14番（雪本清浩君）

できるだけいわゆる回数も多くして頑張っておられると今お聞きしました。できるだけ高く売電できるように、今後も努力をよろしくお願いいたします。

縮小策、拡大策は終わりました、26年度に作成されました総括表で、普通建設事業費で31年度、32年度が急に5億円ということが見込まれてるんですけども、これは

どういうところで普通建設事業というのが必要なんでしょうか。

○議長（池田啓子君）

樽谷総務課長。

○総務課長（樽谷修一君）

実は、これのほうはDCSといいまして、ちょっと専門的な言葉で略なんですけど、中央制御システムという分がありまして、その分が2カ年で約10億、それを31年度、32年ということで更新していくと。これは経年劣化で、最も必要とされるコンピューター関係のシステムという分の更新となっております。

以上です。

○議長（池田啓子君）

雪本議員。

○14番（雪本清浩君）

私、普通建設事業と書かれてありましたので、またこの辺は当然海辺に面してますので、潮風がよく当たりまして、それだけに傷みも激しいので、外壁の塗装のやりかえ等が入っているのかと思ったんですけども、そういうところはこの総括表の中には含まれてはいないんでしょうか。

○議長（池田啓子君）

小南管理課長。

○管理課長（小南和巳君）

財政計画の内訳のほうでございますけども、今、31年、32年、これは私ら、中央制御室のDCS、同じことの繰り返しになるんですけども、要は人工知能的な部分になります。

今、建設事業費ということで外壁云々というのは、確かに私どもも、やはりもう10年、部分的には15年というようなスパンを決めて、そろそろそういった外壁、屋根などの部分的な腐食してきてる部分がございます。特に鉄骨造の部分は、一昨年からさびの激しい部分、そういったところは徐々

に手をつけていってるところです。

その中でも、数年後には1つ固まりで大きくというようなことは計画には順次入れていって、機械的にはもちがよければ財政計画上は先送りしていくということで、一定公債費のピークの期間は来年度までで、再来年度から約3億円下がっていくという経過もございますので、私ども、施設の管理としましては、ここまですがまず一つの第1目標ということで取り組んできておりました。

以上です。

○議長（池田啓子君）

雪本議員。

○14番（雪本清浩君）

今、公債費のピークも近々迎えるということだったんですけれども、その件に関しまして、普通建設事業ですね、31年度、32年度、5億円を見込まれているんですけれども、この表で見させていただきましたら、各市の分担金が、当然公債費が下がってきますので分担金が減ってまいります。

別にここで財源内容の中で、内訳の中で、起債が3億7,800万とありますけれども、別にこれを起債しなくても、一応平準化というんですかね、それを入れても過去の最近の毎年の分担金よりも上がらないんで、別に起債する必要はないと思うんですけど、何か起債するメリットというのはあるんでしょうか。

○議長（池田啓子君）

小南管理課長。

○管理課長（小南和巳君）

議員お尋ねの31年、32年になると別に起債をせずにでもというご質問かなと思います。

29年から一定、公債費が3億円ずつ下がっていきます。この3億ずつは、冒頭、こちらの用地費がございます。3年目からは

施設の建設費とかぶってきますんで、3億以上の下がりということで、ただ、先ほどから31年、32年にあくまでも危険サイドで想定しているほう、これは1年でも2年でももう少し先送りできればということでございますけども、このほうに関してはコンピューター関係ですんで、3年も4年もかけてちょっとずつするということができない。多額な10億というようなオーダーで見積もりはされておりますので、そこで起債を充てて平準化とかいうことは、ほかの分野でもこれから先、ボイラー設備等もやはりそういう多額の費用がかかってくる部分がございますので、基本的には平準化という意味でそういう考えを持っております。

以上です。

○議長（池田啓子君）

雪本議員。

○14番（雪本清浩君）

ありがとうございました。内容はよく理解できました。

あと、要望して終わりたいんですけれども、私も建築関係の仕事をしておりました。そこでわかることなんですけれども、鉄骨の構造物というのは、皆さんよくご存じだと思いますけど、一旦さびが出てくると、今度塗装にしましても非常に仕事量が多くなってきまして、金額が上がってまいります。

できるだけ、難しいかと思っておりますけれども、よく観察していただいて、一旦錆を浮かしてしまっ、そこで補修をたくさんかけるよりは、皆さんよく見られてると思っておりますけど、港大橋、いつもきれいな状態でありますけれども、少し色が浅くなってくるときれいに塗りかえて、これだけ年数がたってもびくともしないような橋で見られるのも、日ごろのメンテナンスのたまものだと思っております。

その件でお願いしたいのと、ちょっと外れるかもしれませんが、総括表の中で維持補修費の内訳とございますけれども、できましたらこれ、年度によりましたら記載内容が違うので、できましたら一覧全部上げていただいて、あるもの、ないものを分けて書いていただくと、非常に年度的にどこにお金を使ってるかというのがわかりやすいので、できたらその年に上がったものだけではなく、全体的なものを上げていただけるとうれしいかと思います。

これで私の質問は終わります。

○議長（池田啓子君）

これもちまして、一般質問を終わります。

以上もちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

各案件につきまして慎重にご審議賜り、厚く御礼申し上げます。

これもちまして、平成27年第2回岸和田市貝塚市清掃施設組合議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後3時20分閉会

上記会議録の正確なるを証するためここに署名する。

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会 議 長 池 田 啓 子	
同 議 員 谷 口 美保子	
同 議 員 中 川 剛	

平成27年第2回組合議会定例会議案

議案番号	件名	備考
議案第6号	岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事請負契約の締結について	

岸和田市貝塚市清掃施設組合

議案第6号

岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事

請負契約の締結について

岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

平成27年8月11日提出

岸和田市貝塚市清掃施設組合
管理者 藤原 龍男

記

- 1 契約の目的 岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事
- 1 契約の方法 随意契約
- 1 契約金額 金258,120,000円
- 1 契約の相手方 大阪市北区堂島浜2丁目1番29号(古河大阪ビル)
川崎重工業株式会社関西支社
支社長 前田 勇治